

社団法人 日本図書館協会 図書館学教育部会

会 報

第 89 号

2009 (平成21) 年 7 月 28 日発行 編集・発行 図書館学教育部会

目 次

2009年度 図書館学教育部会総会が開かれました	1
2009年度 第1回研究集会報告(2009年4月25日開催)	1
テーマ1: 専門職員認定制度	
「専門職員認定制度の予備審査の開始」	
秋本 敏(日本図書館協会専門職員認定特別検討チーム<第4次>委員、 ふじみ野市立上福岡図書館長)	7
テーマ2: 大学において履修すべき図書館に関する科目	
「図書館法施行規則の改正について」	
栗原祐司(文部科学省生涯学習政策局社会教育課企画官)	10
「司書のキャリアデザイナー-図書館法改正と専門職員認定制度を貫く道すじ-」	
糸賀雅児(文部科学省「これからの図書館検討協力者会議」副主査、日本図書館 協会専門職員認定特別検討チーム<第4次>委員、慶應義塾大学教授)	13
質疑応答	16
参加者の感想 2009年度総会・第1回研究集会に参加して(高橋和子)	20
教育部会・研究集会に参加して(谷口 豊)	20
図書館学教育部会研究集会に参加して(前澤慎也)	21
内容と質の整備を期したい(吉田肇吾)	22
参加者のアンケートから	23
2009年度全国図書館大会第6分科会(図書館学教育)のご案内	24

2009年度 図書館学教育部会総会が開かれました

日 時: 2009年4月25日(土) 12:30~13:20

場 所: 日本図書館協会会館2階研修室

出席者: 40名 委任状提出者74名 計114名

1. 会勢報告

2009年4月25日現在で図書館学教育部会会員が218名、総会成立要件が22名の出席(委任状を含む)であるとの報告ののち、出席者40名、委任状提出者74名が確認され、総会が成立することが報告された。

2. 議長、議事録署名人の選出

平野英俊氏を議長に、金容媛氏を議事録署名人に選出した。

3. 議事

1) 2008年度活動報告

志保田務部会長より、配布資料に基づき2008年度活動報告があり、異議なく了承された。

2) 2008年度決算報告(表1)

谷本達哉幹事(会計担当)より、配布資料に基づいて、2008年度会計決算報告があり、異議なく了承された。

3) 2008年度会計監査報告

渡辺信一会計監査より、監査の結果、問題がないこ

とが報告され、異議なく了承された。

4) 役員選挙報告

村上泰子選挙管理委員長より、2008年12月から2009年1月にかけて実施された第26期役員選挙結果について、配布資料に基づいて報告があった。

投票総数：89（うち白票2票）

部会長：志保田務氏

幹事：村上泰子氏、山本順一氏、前川和子氏、
柳勝文氏、大谷康晴氏（以上得票順）

監査：漢那憲治氏、阪田蓉子氏

また、志保田部会長から、谷本達哉、野末俊比古、瀬戸口誠の3氏を部会長指名幹事として指名したことが報告された。

現選挙管理委員長の村上氏が幹事に選出され、また選挙管理委員の瀬戸口氏が幹事に指名されたことに伴い、選挙管理委員長に中島幸子氏が、選挙管理委員の補充として、川崎秀子氏、前川由実子氏（佐藤毅彦氏、慈道佐代子氏は再任）が指名されたことが報告された。

5) 2009年度事業計画案

志保田部会長より、配布資料に基づいて2009年度事業計画案の説明があり、活動計画に(7)50周年記念事業準備委員会を設置することを追加し、委員として柴田正美氏、川崎秀子氏が提案され、異議なく了承された。

6) 2009年度予算案（表2）

谷本幹事（会計担当）より、配布資料に基づいて2009年度予算案の説明があり、異議なく了承された。

7) その他

『日本の図書館情報学教育2005』は、第23期のもとで編集され、2008年ようやく出版となった。つぎの刊行時期にあたる『同2010』については、カリキュラムの変更等が予定されているので慎重に準備することになった。

◆2009年度総会資料

1. 2008年度活動報告

1) 総括

(1) 活動方向

JLA図書館学教育部会（以下、当部会）は、日本図書館協会（以下、JLA）のなかの図書館情報学教育者集団という立場から、例年どおり〔A 司書養成次元〕、〔B 現職者のキャリアアップ次元（養成後のキャリアアップ）〕、〔C 関係諸機構との図書館学教育関係事項の調整〕、の三点をポイントに活動を進めた。

〔A 司書養成次元〕2008年2月29日、図書館法改正案が衆議院に提出された。改正内容として同法第5条1項第1号に「大学における図書館に関する科目」が規定され同法施行規則上に提示するとされた。これは、大学における司書課程等の科目が、司書講習科目を準用した50年余の歴史から脱却するもので、当部会の積年の主張に沿うものと幹事会では評価する。

①第1回研究集会 2008年4月26日

下記のように主テーマとし、検討にかけた。

講演1「図書館法改正をめぐる」栗原祐司・文科省生涯学習局社会教育課企画官

講演2「図書館法改正に関する日本図書館協会の意見」松岡要・JLA事務局長

2008年6月11日に図書館法が改正（公布・施行）された。ただし「大学における科目」それ自体（省令）は2008年度末においては確定していない。当部会としては、部会幹事会第1次案を立案し、更に臨時の研修会を下記のように東西2か所で開催した。

②於・大阪府立中之島図書館 2008年7月19日

「大学において履修すべき図書館に関する科目の検討経過について」葉袋秀樹・文部科学省（以下、文科省）「これからの図書館の在り方検討協力者会議」主査・筑波大学（以下、葉袋主査）

「JLA図書館学教育部会案について」志保田務・JLA図書館学教育部会長

「大学において履修すべき図書館に関する科目について」柴田正美・帝塚山大学

③於・慶応義塾大学 2008年7月26日

「大学において履修すべき図書館に関する科目の検討経過について」葉袋主査

「＜大学における図書館に関する科目＞についての日本図書館協会教育部会幹事会案について」竹内比呂也・千葉大学

(以上、当部会『会報』85号に所載)

葉袋主査による「大学において履修すべき図書館に関する科目案・試案」は『図書館雑誌』2008年9月号(p653)に発表された。数字的には14科目、28単位であった。

④全国図書館大会第10分科会(2008年9月19日、神戸)

では、葉袋主査からの科目の検討プロセスの発表、大学・機関からの批判・発表等があり、そのメンバーでシンポジウムを行った。

⑤第2回研究集会 2008年12月13日

この集会においても、葉袋主査からの報告を受けた。このころにおいては、前記14科目、28単位案は、手直しの方向にある様子であったが、パブリックコメントの時期に13科目24単位となる。

[B 現職者のキャリアアップ次元] 関係では上記のほか、専門職員認定制度検討チーム(第4次)において展開されるが、同チームに当部会長が加わり、連携のポイントを探った。

[C 関係諸機構との図書館学教育関係事項の調整] では下記が焦点である。

国の図書館関係機関(文科省の「これからの図書館の在り方検討協力者会議」など)、各館種・関係協議会等との接触、日本図書館情報学会(LIPERなど)さらには、JLA内での調整、意思の疎通を図り、図書館大会、研究集会において関係者から報告を求めた。

(2) 部会活動全体に関する自己評価

総会、第94回全国図書館大会(第10分科会)、研究集会(定例2回、特別2回)を着実に実行し、公刊の『会報』(84-88号)で内容を報告した。同時に部会ホームページを開設、電子版(週及を含む)へ歩み出した。また図書館法改正については「大学における図書館の科目」を中心に幹事会として数次の検討を行った。ま

た、会員から意見を寄せていただき、まとめて文科省に伝達した。しかし調査、検討を予定した社会人大学院関係では、研修会において2,3の大学の事情を聴取したにとどまった。

(3) 担当分野における課題

常務理事会の掌握範囲にある「専門職員認定制度検討チーム」との関係を調節する必要がある。全国図書館大会等で同チームに、関係事項発表の場を依頼しているが、同チームが固有で分散会等を持つよう進言すべき時期と考える。また司書養成科目の検討などにおいて、すべての会員をバックにする常務理事会と、研究者集団という性格をも有している当部会の見解、立場をどのように調整、一致させるか、これも課題の一つである。

2) 部会総会

日 時：2008年4月26日(土)

於 　：日本図書館協会会館研修室

出席者：21名、委任状提出者108名(部会員総数215
：定足数を満たし、成立)

議 長：高橋 昇(九州女子大学)、議事録署名者：
小山憲司(三重大学)

議 題：

- 1) 2007年度事業報告および決算
- 2) 2008年度事業計画および予算

3) 事業、活動、研修、シンポジウム、集会等

i 第94回全国図書館大会(兵庫)第10分科会 図書館学教育部会

日 時：2008年9月18日(木)・19日(金)

於 　：神戸学院大学ポートアイランドキャンパス
B棟2階B217号室 参加者94名

テーマ：「図書館員養成」教育はどこに向かおうと
しているのか?

基調講演：葉袋秀樹(筑波大学大学院図書館情報
メディア研究科)

報告①：馬場祐次朗(文科省生涯学習政策局)「社会教育法等の一部の改正について」

報告②：大谷康晴（青山学院女子短期大学）「JLAの専門職員認定制度の進展」

報告③：田窪直規（近畿大学短期大学部）「司書養成カリキュラムの一提示：司書課程運営戦略との関係で」

紹介、事例発表：伊藤祥（科学技術振興機構）「司書養成におけるJST科学技術文献検索システム“JDream II”の活用について」

報告④：谷一文子（図書館流通センター）「民間におけるライブラリー・アカデミー」

報告⑤：根本彰（東京大学大学院教育学研究科）
『『大学における科目』と図書館情報学検定試験』

一連の報告の後、薬袋、馬場、大谷、田窪、谷一、根本氏によるパネルディスカッションを行った。

ii 研究集会

[第1回] 日時：2008年4月26日(土)

於：日本図書館協会会館研修室

テーマ：図書館法改正案、並びに、JLA専門職員認定作業の新展開

「開会にあたって」

志保田務（JLA図書館学教育部会長）

「図書館法改正をめぐるって」

栗原祐司（文科省社会教育課企画官）

「図書館法改正案に関する日本図書館協会の意見」

松岡 要（JLA事務局長）

「JLA専門職認定作業の新展開」

大谷康晴（専門職員認定制度特別検討チーム〈第4次〉委員 青山学院女子短期大学）

参加者 49名（講師・幹事等の関係者を含む）

[第2回] 日時：2008年12月13日（土）

於：大谷大学響流館3階メディアホール

テーマ：大詰めを迎えた省令科目改訂
総司合会 柳勝文（龍谷大学）

「大学における図書館に関する科目」と教育部会
竹内比呂也（千葉大学）

「大学における図書館に関する科目」案の現段階
薬袋秀樹主査（筑波大学）

「司書・司書教諭課程のe-ラーニングを試みて」

阪田蓉子（明治大学）

「省令科目の改定の史的評価」

渡辺信一（元図書館学教育部会長）

討議：大詰めを迎えた省令科目改訂

コーディネータ：前川和子（大阪大谷大学）

参加者：47名（講師・幹事等の関係者を含む）

4) 刊行物（報告書、資料、パンフ、ポスター等）

i 部会報：事業内容：83号～88号の刊行。（87号は選挙公示号）

ii 『日本の図書館情報学教育2005』（部会第23期幹事会〈2003-2004〉編集）が完成。

2008年4月30日づけでJLAから発行された。

5) 独自の調査活動 該当事項なし

6) その他の事業活動 該当事項なし

7) 幹事会の開催

[第1回] 2008年4月26日(土)

於：日本図書館協会会館会議室（東京）

[第2回] 2008年7月26日(土)

於：臨時研究集会終了後慶応義塾大学付近(東京)

[第3回] 2008年9月19日(金)

於：図書館大会第10分科会終了後神戸学院大学
キャンパス（神戸市）

[第4回] 2008年11月16日(日)

於：日本図書館情報学会の合間に帝塚山大学学
園前キャンパス（奈良市）

[第5回] 2008年3月20日(金)

於：日本図書館研究会事務局（大阪市）

幹事が東京圏、近畿圏に分散（選出）のため、全員で集まることが難しい。しかしながら出席率は高く75%を超えている。

8) Webサイト、メーリングリストの運営状況

・Webサイト運営。部会報にリンクするHPを有する

・メーリングリスト：幹事間に通じる

『会報』の週及電子化を進めているが、欠号があることと過去の『会報』には個人情報があるため進んでいない。なお、欠号については『会報』で呼びかけているが、いまだ提供は無い。

2. 2008年度会計決算報告 表1参照

費目	予算	決算
収入の部		
部会費収入	430,000	468,000
事業収入	40,000	59,500
部会交付金	180,000	180,000
研究集会助成	100,000	100,000
雑収入	0	240,300
繰越金	510,070	510,070
収入の部合計	1,260,070	1,557,870
支出の部		
事務用品費	5,000	183
振込手数料	25,800	20,760
通信費	150,000	130,080
交通費	270,000	63,200
会報等印刷費	230,000	199,165
会報電子化準備費	40,000	0
研究集会等費	300,000	105,416
調査・編集費	50,000	0
予備費	89,270	0
選挙管理費	100,000	88,727
繰越金		950,339
支出の部合計	1,260,070	1,557,870

3. 2008年度監査報告

監査報告

監査の結果、執行及び証書保管について、問題はありません。

平成21年4月15日

会計監査 渡辺 信一 ㊟

平成21年4月15日

会計監査 漢那 憲治 ㊟

4. 第26期(2009年度~2010年度)部会役員

部会長 志保田 務
 幹事 大谷 康晴(青山学院短期大学)
 瀬戸口 誠(梅花女子大学)
 谷本 達哉(羽衣国際大学)
 野末俊比古(青山学院大学)
 前川 和子(大阪大谷大学)
 村上 泰子(関西大学)
 柳 勝文(龍谷大学)
 山本 順一(桃山学院大学)
 会計監査 漢那 憲治(龍谷大学)
 阪田 蓉子

第26期役員選挙について

1. 経過

2008.12.01 選挙関係作業開始

2008.12.15 選挙公示・選挙人名簿などを含む『会報』第87号、投票用紙などを発送

2008.12.16~2009.1.16 投票期間

2009.01.19 開票作業、就任確認作業に入る

2009.02.24 選挙結果の確定

2009.02.25 選挙報告書の作成

2. 会員数と選挙成立要件

選挙人名簿確定時の会員数 224名

選挙成立要件(有権者の3分の1) 75名

3. 投票数

有効投票数 89名(内 白票 2名)

4. 開票結果

部会長

順位	票数	就任・辞退	名前
1	21	就任	志保田 務
2	19		柴田 正美
3	11		糸賀 雅児
4	7		根本 彰
5	5		小田 光宏

以下略

幹事

順位	票数	就任・辞退	名前
1	26	辞退	竹内比呂也
2	22	就任	村上 泰子
3	20	就任	山本 順一
4	19	就任	前川 和子

5	16	就任	柳 勝文
6	15	就任	大谷 康晴
7	14		野末俊比古
8	13		柴田 正美
9	12		谷本 達哉
10	11		三浦 太郎
11	10		根本 彰

以下略

会計監査

順位	票数	就任・辞退	名 前
1	10	就任	漢那 憲治
2	9	就任	阪田 蓉子
3	9		山本 順一
4	7		高山 正也
5	7		志保田 務
6	5		岡田 靖
7	5		柴田 正美

以下略

5. 2009年度事業計画案

活動計画

- (1) 総会の開催（2009年4月25日）
- (2) 第95回全国図書館大会（東京大会）図書館学教育分科会の運営
- (3) 研究集会の開催（年度内に2回）
- (4) 会報の発行（年度内に2～3回程度）
- (5) 2008年度に引き続き過去の『会報』の電子化およびWeb上の公開
- (6) 幹事会（年6～8回開催）
- (7) 50周年記念事業準備委員会の設置

本年度も引き続き、活動経費の不足の問題がある。研究集会における発表者の選出、幹事会開催、部会運営の諸経費など出費に対する抑制・工夫に努力を重ねてきたが、今後も引き続き必要となる。部会員のさらなる参加（入会勧誘）が望ましく、会費の着実な納付に引き続きご協力をいただきたい。さらに、研究集会等が会員にとって実りあるものとなるために、それらの集会に各会員の問題意識を結集するものとしていきたい。なお、この部会では、会独自の部会費（年2000円）を集めている。

6. 2009年度会計予算案 表2参照

表2 2009年度会計予算案（資料） (単位：円)

費 目	金 額	摘 要
収入の部 部 会 費 収 入	430,000	210名(件)分と未納分
事 業 収 入	40,000	研究集会参加費など
部 会 交 付 金	180,000	図書館協会から
研究集会助成	100,000	同上
繰 越 金	950,339	2008年度会計から
収入の部 合計	1,700,339	
支出の部 事 務 用 品 費	5,000	事務用品など
振 込 手 数 料	26,400	部会費振込など (220名×120円)
通 信 費	200,000	会報等の発送など
交 通 費	350,000	幹事会交通費など
会 報 等 印 刷 費	250,000	会報発行（印刷・封入）など
研究集会等費	300,000	講師交通費など
調 査 ・ 編 集 費	50,000	『日本の図書館情報学教育』新版準備
50周年記念事業費	100,000	50周年記念事業の準備
予 備 費	408,939	
選 挙 管 理 費	10,000	選挙管理関係費用
支出の部 合計	1,700,339	

2009年度 第1回研究集会

テーマ1：専門職員認定制度

専門職員認定制度の予備審査の開始

秋 本 敏

(JLA専門職員認定特別検討チーム
(第4次)研修事業委員会委員長)

日本図書館協会(JLA)では、2002年度から図書館経営委員会に特別検討チームを設置し、1996年の生涯学習審議会社会教育分科審議会の報告における“高度で実践的な専門性を有する司書”に対する名称付与制度への対応を進めてきた。2007年12月に発足した専門職員認定特別チーム(第4次)は、専門職員認定制度の必要性や認定申請の意思を尋ねるために全国の司書にアンケート調査を実施し、その後、専門職員認定制度の実施に備えて予備審査を実施した。ここでは、予備審査にいたる経緯と実施状況そして予備審査で明らかになった課題を述べる。

1. 専門職員認定特別チーム(第4次)発足まで

1996年生涯学習審議会社会教育分科審議会は、報告として『社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について』を出し、そのなかで「研修内容の充実と研修体制の整備」の必要性を指摘。また「高度な専門性を評価する名称の付与制度」について言及があり、JLAではその実施機関として参画が求められた。

そこで研修事業の緊急性と重要性から、専門のワーキンググループを設置。第1次から第3次チームによって、名称付与制度実施機関としてJLAがふさわしいものと認識がなされ、認定委員会を設けることや認定制度の目的・意義、申請要件、論文審査、認定機関などの提案がなされた。その後常務理事会の下に検討チームを置くことが確認され、一時中断の後、2007年10月に準備会が開催され、12月第4次チームが発足するに至った。

2. 予備審査実施までの経緯

第4次チームは、2008年6月に専門職員認定制度の必要性や認定申請の意思等を尋ねるアンケートを実施。中堅職員ステップアップ研修2(以下「LIST2」とする)、図書館司書専門講座(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)の受講者、都道府県立図書館(政令指定市立図書館を含む。)の410名から回答を得た。

「申請意思の有無」は、「ぜひ申請したい」29人と「申請したい気持ちはある」169人とを合わせ、申請の意思ありは48.3%で約半数近くの司書が認定申請に意欲を持っていることが明らかになった。これに「申請したいと思わないが、制度があることはよいと思う」99人を加えると72.4%が制度に肯定的回答だった。一方、否定的回答の「申請したいとは思わない」56人、「申請したいとは全く思わない」15人とで17%だった。制度の認知度は半数以上だが、回答したのが比較的図書館情報に接しやすい司書たちを対象とした割には認知度は低く、予備審査実施にむけて図書館大会や雑誌、JLAホームページでの宣伝活動の重要性がわかり、様々な機会をとらえて宣伝に努めた。

第4次チームでは、こうした肯定的な回答があったことを常務理事会に報告し、予備審査の実施の必要性を説明した。9月2日の常務理事会で予備審査委員に関する承認を得て、「認定制度」の実現に向けた予備審査会が発足した。予備審査会は、学者・研究者2名、現場職員2名(公立図書館館長職)、JLA役員1名の合計5名で構成。予備審査会は第4次チームの中から3名を審査員に選任し、この3名が申請者の審査要件のチェック等を行った後、予備審査会で最終的な合否の判定を行うことを確認した。

第4次チームでは予備審査の応募に向けて、申請書様式や申請書類記入マニュアルの作成などをおこない、『図書館雑誌』とJLAホームページで呼びかけた。申請期間は2008年12月～2009年1月31日まで。申請者は予想を越える81名であった。申請締切後、審査員による書類確認作業、申請者の一覧表の作成、申請書類のポイント等の確認作業を行った。2月28日予備審査会

で合否の判定を行い、3月25日にJLA理事長及び専門職員認定制度予備審査会名で申請者全員に合否結果を郵送した。

3. 予備審査の概要

そもそもこの認定制度の目的は、現在あるいは将来において、公立図書館経営の中核を担う司書に、高度な専門性を有することを認定することを目的としている。そして予備審査の第1の目的は、専門職員認定のための本審査の実施を想定して、申請者がどの程度認定要件を充足しているかを確認すること。第2の目的は認定作業を実際に行ってみて、どのような問題点や課題があるかを明らかにし、本審査実施をスムーズに行うことであった。

予備審査では認定の要件は以下の①～④までの要件すべてに該当することが必要だとした。

- ① 対象は地方公共団体職員、それに準ずる者。
- ② 図書館勤務経験10年以上の者（今回は申請締切が1月だったので118ヶ月以上）。
- ③ 次の条件のいずれかを満たしているものとして、LIST2または図書館司書専門講座を修了していること。もしくは研修の受講経験、研修会・大学での講師経験、社会的活動、大学院等の図書館情報学関連の単位・学位等の取得を通じて通算で20ポイント以上になること。LIST2・図書館司書専門講座の修了者は20ポイントで③の要件は充足となる。研修ポイントの数は半日（正味2～3時間）を1ポイント。講師経験は半日程度を2ポイントとして計算。社会活動は、図書館関連団体の役職経験等、図書館の普及もしくは図書館職員の専門性の認知向上のための活動で、例えばJLAの理事以上で1期2年間で6ポイント、評議員は4ポイント等とした。
- ④ 論文は過去10年以内に8000字以上の著者・論文執筆があること。なお「今後の専門職制度に関する日図協の取り組み」（『図書館雑誌』2008年3月号志保田務著）では論文の字数は20000字となっているが、現職司書の状況をふまえて8000字以上とした。

4. 予備審査申請状況と審査結果

申請者の地域別は北海道から沖縄まで全国25の都道府県から81人ももの申請があったことは予想外で、制度

への高い関心や手ごたえを感じた。

地域	申請者数
北海道・東北	3
関東	38
中部	18
近畿	5
中国・四国	3
九州・沖縄	14

申請者の地域別では、関東が38人と多く、うち南関東（埼玉・東京・神奈川・千葉）が34人。上位5都県は、東京都・福岡県12人、埼玉県10人、神奈川県8人、静岡県7人となっている。また近畿・中国・四国が少ないのが特徴。近畿の内訳は大阪府2人、京都府・奈良県・兵庫県が各1人となっている。

申請者の勤務種別では、都道府県と政令指定都市で34人だが、市区町村立図書館が38人と多く、予備審査

勤務種	申請者数
都道府県立図書館	16
政令指定都市立図書館	18
市区立図書館	34
町村立図書館	4
公立図書館以外の図書館	4
図書館以外の自治体関係	4
その他	1

への関心が館種を越えてあることが明らかとなった。

申請者の年代的な傾向では、30歳代が21人25.9%、

年齢	申請者数
30歳未満	2
30-39歳	21
40-49歳	34
50-59歳	22
60-64歳	2
合計	81

40歳代が34人42.0%、50歳代が22人27.1%となっている。図書館運営の中軸を担っている40歳から59歳の合計で見ると、56人で全体の7割近く（69%）になっている。30歳から49歳までの司書も55人となっている。

審査結果	申請者数
すべての申請要件充足	16
勤務歴、論文・研修等の申請要件が不足	62
対象外の者	3

審査結果は、「すべての申請要件充足」が16人20%だった。「論文・研修等要件申請が不足」は全体で62人。その内訳は、論文なしが実に44人も占めており、研修受講でのポイント不足の7人と比べると論文なしがいかに多いかがわかる。これは、司書は研修受講には熱心だが、自らが情報を発信することは消極的であることがわかる結果である。このギャップを埋めていくことが、今後の重要課題の一つであることが明らかとなった。

「対象外の者」は、大学図書館等の公立図書館勤務者以外の者である。

5. 予備審査で明らかになった課題

予備審査の実施によって様々な課題や問題点が明らかになった。特に審査要件については審査段階で多くの課題がでてきた。論文・著作がない申請者が多数いた要因については、今回の予備審査ですべての要件が整わなくても申請してもらいたかった事情もあり、要件不足が考えられる人にも申請を促した。このため、論文は本審査の時に提出するつもり申請者が多かったと考えている。ただ、これを差し引いたとしても、今後日本の公立図書館の経営の中軸をになうべき立場にある司書のあまりにも論文執筆の少なさには、対処が必要なことはいうまでもない。こうしたことから、論文の書き方を研修することを、たとえばLISTの講座に設けることや他の研修でもレポートの提出や論文の提出などを義務付けるなど、論文を書かせる方策もこれから課題となってくるだろう。図書館経営の中軸となる司書は情報を発信でき、的確に他者に対し図書館について説明でき、納得させる力が求められており、そうした力をつけるためにも論文を執筆できる司書の養成が大きな課題である。

図書館勤務経験10年以上の勤務では、どの程度の公立図書館勤務歴が必要なのか、公共性のある図書館での勤務歴をどのように評価するかという勤務歴の算出基準の明確化が必要となっている。

研修のポイントでは、地方公務員としての研修を上げてきた申請者や、海外図書館の視察研修、図書館内部研修を上げてきた者もあった。これらの研修ポイントをどのようにカウントするのか。また、図書館に関連しているが、特定分野のみの研修ポイントの扱いな

ど、研修ポイントの詳細設計が必要になっている。

社会的活動では、図書館の普及もしくは図書館職員の専門性の認知向上のためのもので、例えばJLAの委員や都道府県図書館協会の役員などを想定していたが、労働組合の活動を上げてきたケースもあり、活動内容の把握が必要である。

大学院での活動をどのように評価するのも第4次チームで議論となった。図書館情報学あるいは図書館関連領域学位（修士）論文取得は17ポイントとしたが、図書館情報学以外の学位取得は今回0ポイントとした。第4次チームの中では、他の領域でも図書館経営に生かせればポイントにすべきだという意見もあり、今後の課題となっている。私の職場にいる中堅の司書に社会人大学院で図書館学を学ぶことを進めたところ、大学院に行くなら、別の学部で学んで図書館経営に活かしたいということだった。こうしたことを考えると、本審査に当っては、他学部の学位取得に対してもケースバイケースで検討して、ポイントを加算するか否かを考える必要がある。

今回、公立図書館勤務以外からの申請があった。この申請者は明らかにこの制度が公立図書館向けとわかっていながら、応募したケースであった。これは、認定制度を公立図書館以外に広げるべきというアピールだと第4次チームでは受け止めている。将来的な課題だが、認定制度を公立図書館以外に門戸を広げていく可能性についても考えて行く必要があるだろう。

また図書館現場の雇用形態が複雑化していることの反映で、委託先の会社の正職員や臨時的職員と思われる方からの申請もあり、今後はこうした雇用の多様性に対応する制度設計も求められている。

6. 専門職員認定制度の確立に向けて

今回、予備審査の可否の通知に、今年度本審査があった場合、ぜひ申請してもらえるように審査書類の中に明記した。申請した81人に対する責任は、専門職認定制度を進める組織の設置と本審査の実施が必須である。10年以上の図書館歴の職員がどんどんいなくなる状況の中で、今後申請者が少なくなり審査が継続できないのではと、心配する声もある。しかし、今後の申請見込を考えると、2008年に大阪開催のLIST1で多数の受講があったこと、予備審査において30歳代や40歳代の

申請者が多かったこと、制度の社会的認知の増加に伴い、申請者の裾野が広がることが想定されること、などのプラス要因もあり、今後10年程度は申請者数が保障されると考えている。

今後は、JLA理事会、評議員会、総会で専門職員認定制度の実現に向けた専門職員認定審査委員会の設置の承認により、この組織が予備審査で明らかになった諸問題や課題を検討し、本審査を実施するとともに、認定制度が円滑に滑り出すよう活動することが、まずやるべきことである。また、周知のための広報や全国図書館大会等でのイベントなども企画実施することも予定している。

今、公立図書館を取り巻く状況は、非常に厳しいものがある中で、アンケート調査や予備審査によって、多くの司書がこの制度に期待を寄せていることが明らかになり、認定制度の確立を目指すものとして、大いに勇気をいただいた。制度が社会的認知を得られれば、公立図書館の閉塞状況を打ち破る大きな一石になると思う。

(追記)

JLAは、2009年5月27日理事会、28日評議委員会で専門職員認定審査委員会の設置を承認したが、29日の総会で賛成21人、反対4人、保留24人という結果となった。保留が多数ということで、JLAとして今後どのようにしていくのかは現時点では、結論が出ていない。専門職員認定制度の確立にかかわったものとしてとても残念な結果となってしまったが、なんとか実現に向けて奮闘努力したいと思っている。

テーマ2：大学において履修すべき 図書館に関する科目

図書館法施行規則の改正について

栗原 祐 司

(文部科学省生涯学習政策局社会
教育課企画官)

1. はじめに

文部科学省においては、これからの図書館の在り方検討協力者会議が2009年2月に取りまとめた『司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について』(報告)を踏まえ、去る4月30日に図書館法施行規則(文部科学省令)の一部を改正する省令を公布した。

図書館法施行規則は、昭和25年9月に制定(同年12月より施行)以来、これまで10回の改正が行われてきたが、司書講習に係る改正は、当初15単位以上とされていたものを19単位以上に改めた昭和43年の改正と、20単位以上に改めた平成8年の改正以来3回目ということになる。

今回の省令改正は、2008年6月の図書館法改正において、従来司書講習の科目に相当するものとして文部科学大臣が認めることで運用してきた大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定めることを規定したことを受けたものである。

以下、今回の省令改正の内容について説明する。

2. 「図書館に関する科目」の拡充

今回の省令改正では、司書の資質の向上を図るため、司書資格を得るために必要な大学において履修すべき「図書館に関する科目」を、現行の14科目20単位以上から13科目24単位以上に整理・拡充し、司書講習の科目・単位数についても同様に改めることとした。

基本的な考え方としては、まず、図書館に関する科目を、図書館で勤務し専門的職員として図書館サービス等を行うための基礎的な知識・技術を修得するためのものであり、その後さらに専門的な知識・技術を身に付けていくための入口として位置付けた。また、司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図

書館の業務経験や研修及びその他の学習機会等による学習等を通じて、徐々に形成されていくものであり、図書館に関する科目はそのための基盤を形成するものであるとした。したがって、各大学では、学生に資格取得後も学習を続けるよう奨励し、図書館の設置者は、司書に資質・経験等に応じて継続的に研修に参加させ、知識・技術を向上させるように努め、図書館職員は自主的に学習を積み重ねることが重要となる。

なお、平成19年度時点で、全国218大学（四年制153校、短大65校）が司書養成課程を有し、その平均開講単位数は24.4単位（四年制25.4単位、短大22.2単位）であった。見直しに際してはこうした全国の大学・短大における開講単位数や授業時間数等の実態も踏まえて検討を行った。

新しい科目は、①基礎科目、②図書館サービスに関する科目、③図書館情報資源に関する科目、④選択科目の4つの体系に分類し、講義科目と演習科目を設定した。これらの科目のうち、各区分の中でも基本的なものと位置づけられる科目を「概論」とし、それ以外は講義を主体とするものを「論」、演習を主体とするものを「演習」とした。

基礎科目では、従来の「図書館経営論」に法制度・政策に関する内容を加え「図書館制度・経営論」とし2単位数に充実するとともに、情報化の進展に対応した能力を育成するため「図書館情報技術論」2単位数を新設した。また、図書館サービスに関する科目では、子どもの読書活動の推進の観点から、「児童サービス論」を2単位数に充実するとともに、「レファレンスサービス演習」と「情報検索演習」を発展的に統合し、「情報サービス演習」2単位数を新設した。さらに、これまでの「図書館資料」にネットワーク上の情報資源を加え、これを包括するものを「図書館情報資源」と位置づけ、各科目の名称及び内容を更新した。このほか、必修科目として学んだ内容をさらに深めるため、各大学で科目を選択して開講できる選択科目を7科目設定し、これらの中から2科目2単位数以上を履修することとした。選択科目は、各大学の特色を活かした内容によって構成し、多数の科目が開講されることが望ましい。（ただし、各大学において選択科目をすべて開講する必要はなく、大学の事情により、最低2科目を開講すればよい。）

図書館に関する科目は、講義科目については1単位あたり15時間、演習科目については1単位あたり30時間を想定しているため、各大学が科目を開講する際には、必要な時間数を確保することに努めていただきたい。特に、演習科目を1単位15時間とする大学においても、各科目の内容に応じて必要な授業時間数及び単位数を確保し、適切な演習が行われるよう努めることが望まれる。

また、複数の学部等で司書養成課程を有している大学等においては、大学全体の教育理念・目標に基づき、相互に連携・協力して司書養成の体系化を図ることが望ましい。

なお、省令の条文上は、新たに「図書館に関する科目」として第1章を新設し、第1条において必修科目11科目を「甲群」、選択科目7科目を「乙群」として科目名と単位数を記した表形式で規定している。その結果、第2条以下、すべて条ずれが生じることになるので、御留意願いたい。

3. 施行日及び経過措置について

改正図書館法は、全体としては平成20年6月11日に公布・施行されたが、附則第1項により、第5条第1項第1号及び第2号のみが22年4月1日施行とされていた。これは、法案成立後の省令制定から大学における実際の科目開設まで約1年は準備期間として確保する必要があったためだが、科目を整理・拡充したことから、教育体制を準備し、学生・関係者に対する十分な周知期間を設ける観点から、3年程度の周知・準備期間を置くこととした。

このため、改正省令では、①改正図書館法の附則に基づいて平成22年4月に施行する「大学における図書館に関する科目」については、現行の規則に定められている司書講習の科目・単位と同内容のものを省令上定めることで、事実上現行の実施内容と同じ状態を確保することとし、②公布から3年間が経過した24年4月に、改定する科目・単位を規定した改正省令を改めて施行することとした。各大学におかれては、この3年間の間に必要な教員の確保やテキストの作成等、科目開設の準備を進めていただくことになる。

また、改正省令の施行日前に旧科目を履修した学生が不利益を被ることのないよう、詳細な経過措置を設

けている。改正省令が適用されるのは、その施行の日（平成24年4月1日）以降に入学した者で、施行日より前から引き続き同一の大学に在学している者は、従前どおり20単位を修得すれば司書資格を取得することができる。すなわち、施行日の時点で旧科目をすべて履修していた場合は、新科目すべてを履修したとみなすこととなる。引き続き在学している者は、改正省令による新科目を履修することも考えられるが、その場合は附則の規定に基づき新旧科目間の読み替えを行い、旧科目の修得とみなすことになり、例えば新科目の「情報サービス演習」2単位を修得すれば、旧科目の「レファレンスサービス演習」1単位及び「情報検索演習」1単位を修得したとみなされる。ただし、旧科目の「専門資料論」については、新科目の必修科目に読み替えられる科目がないことから、各大学においては引き続き開講もしくは選択科目の「図書館情報資源特論」を開講することについて配慮していただきたい。

改正省令の施行日前に必要な単位の一部を残したまま卒業した者、司書講習で一部科目を修得し改めて大学や講習で残りの単位を修得して資格を取得しようとする場合は、改正省令による科目24単位を修得する必要があるが、同じく附則の規定に基づき、過去に履修した旧科目を新科目に読み替えることになる。

例えば、既に旧科目で「生涯学習概論」1単位を履修した者は新科目の「生涯学習概論」2単位を、「図書館経営論」1単位を履修した者は「図書館制度・経営論」2単位を修得したとみなすことになる。ただし、旧科目の「図書及び図書館史」及び「資料特論」は、それぞれ新科目の「図書・図書館史」及び「図書館情報資源特論」と内容がほぼ同一であるため、重複して乙群2科目とはみなさない。

なお、法文上、大学等における学修について司書講習の科目免除をする場合や、新旧科目間の読み替えについては「修得したものとみなす」と規定されている（改正省令第5条第3項、第6条第2項及び第3項、附則第3項～第9項）。一方、講習または他の大学における学修について大学において科目免除する場合は、「修得すべき科目の単位に替えることができる」と規定されている（改正省令第1条第2項）ことに留意していただきたい。すなわち、大学における履修については、各大学に裁量が認められているので、各大学においては、適切な判断をお願いしたい。

実際に大学で開講する科目名については、省令で規

定する科目名と必ずしも同一である必要はなく、科目を統合・分割することについても、協力者会議の報告で提示されている各科目のねらいと内容を網羅しているのであれば、各大学の裁量で取り扱うことができる。ただし、不適切な科目の読み替えが行われることは厳に慎むべきである。その点は国としても指導の徹底を図ることとしている。

4. 司書資格の資格取得要件等について

図書館法においては、司書の資格取得要件について「大学を卒業した者」と規定しているが、法文上「大学」には短期大学が含まれており、図書館法原始附則第10項中段において、旧大学令等の規定による大学、大学予科、高等学校高等科等に加え、文部科学省令で定めるこれらの学校に準じる学校がこの「大学」に含まれると規定している。そして図書館法施行規則第10条において準じる学校を列挙し、更に「その他文部科学大臣が同等以上と認めた学校」と規定しているが、文部科学大臣が定めた告示等は置かれていない。また、司書講習の受講資格においても、規則第2条第1号において「大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者又は高等専門学校若しくは法附則第10項により大学に含まれる学校」を卒業した者とされている。

協力者会議の報告書では、「今後は、外国において学校教育における14年の課程を修了した者など、短期大学の専攻科への入学に関し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者にも対象を拡大することが適当と考える」と提言しているが、省令改正に際しては、法文上「学校」を海外の学校にまで拡大することは困難であることから、運用の弾力化を図ることとした。すなわち、改正省令の施行通知においては、司書講習を受けることができる「法附則第10項の規定により大学に含まれる学校」を卒業した者に、専修学校の専門課程を修了した者や、外国において学校教育における14年の課程を修了した者等も含まれるものであることを明記した。

なお、これまで告示に基づき、一定の勤務経験及び資格等をもって司書・司書補講習科目の一部の科目を免除していたが、今後は図書館での勤務経験をもって履修したとみなす科目は図書館実習に限ることとし、修得したとみなす学修は、大学や社会教育主事講習などにおける科目の修了等を原則とするよう、告示を見直すこととしている。

なお、各大学においては、学生等の就職の便宜や必要性を考慮して、修了証書や資格取得証明書を発行するよう配慮を求めることとしている。文部科学省においても、今後は複数の大学等で単位を修得している場合は、資格取得証明書を発行することとしており、改正省令の施行通知において、「司書資格証明書交付のとり止めについて」（昭和42年1月24日文社第47号・社会教育局長通知）を廃止した。

5. 専任教員の配置について

司書養成課程の管理、学生に対する指導、並びに教育内容等に関する組織的な研修を着実に実施していくためには、図書館に関する領域を専門とする専任教員を十分に配置することが重要である。これまでは文部科学大臣の認可権限に基づき、文部科学省が大学に専任教員2名以上を配置するよう指導してきたが、協力者会議の報告でも「図書館に関する領域を専門とする専任教員を十分に配置することが重要である。」と提言しており、今後も引き続き様々な機会を通じて指導していくこととしている。

6. 終わりに

各大学においては、経過措置を適切な期間にとどめ、早期に改正省令による新たな科目を開設することを求めたい。また、既に資格を取得した者も、新たに設置される科目の内容について学習することが求められ、各図書館の現場において研修等に参加しやすい環境を醸成することや、大学院等で夜間や休日等に社会人向けの講座等が開設されることが重要である。ぜひ図書館界全体でそうした機運を高めていただきたい。

(参考)

○ 改正省令施行通知

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/005/1263234.htm

○ 協力者会議報告書

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chosa/shougai/019/gaiyou/1243330.htm

※執筆者の職名は、部会開催当時。現在は、文化庁文化財部美術学芸課長。

司書のキャリアデザイン

— 図書館法改正と専門職員認定制度を貫く道すじ —

糸賀雅児（慶應義塾大学）

1. 問題の背景 — 図書館労働市場の変化

少子高齢化と核家族化が進み、進学（退学）・就職（転職）・結婚（離婚）・出産・育児・親の介護といったイベントが、男女を問わず個人のライフサイクルの中でいっそう重要な位置を占めつつある。この事実は就業機会や労働市場のあり方、そして教育機関を含めた社会資本の需給バランスを考えるうえで、無視し得ない要因である。

その一方で、多くの職場・職種において、人件費を削減し、組織体の維持を図るねらいから、正職員の他に非常勤や臨時、派遣、契約、委託など、多様な雇用形態の職員が混在して配置されている。そのため、教育と職業の関係、あるいはひとつの労働市場における人材の需要と供給の関係を単純なモデルで描き出すことは難しくなってしまった。

こうした変化が司書のキャリアデザインが強く求められる背景の主要なものであるが、これらについては、すでに次の二つで詳しく論じているので、参照されたい。

拙著「雇用多様化の時代における図書館専門職の養成」図書館雑誌, vol.101, no.11, p.737-740, 2007.

拙著「キャリアデザインから考える図書館情報学教育」図書館雑誌, vol.103, no.4, p.226-228, 2009.

2. 図書館法改正と省令科目の改訂

昨年の図書館法改正により大学での司書資格付与を中心とした規定に変わり、省令科目も現行の20単位から24単位に引き上げられることになる。これらについては、本研究集会において文科省企画官から詳細な報告がなされている。

3. 図書館協力者会議報告（平成21年2月） の「科目内容の基本的な考え方」

この報告書に示される「基本的な考え方」を項目として列挙すれば、以下のようなものとなる。とくに、法令上の「図書館に関する科目」を専門的な知識・技術を身に付けていくための入口として位置づけた点や司書に必要な資質・能力は、司書資格を取得した後、図書館の業務経験や研修等を通じて徐々に形成されていくものとした点が重要である。

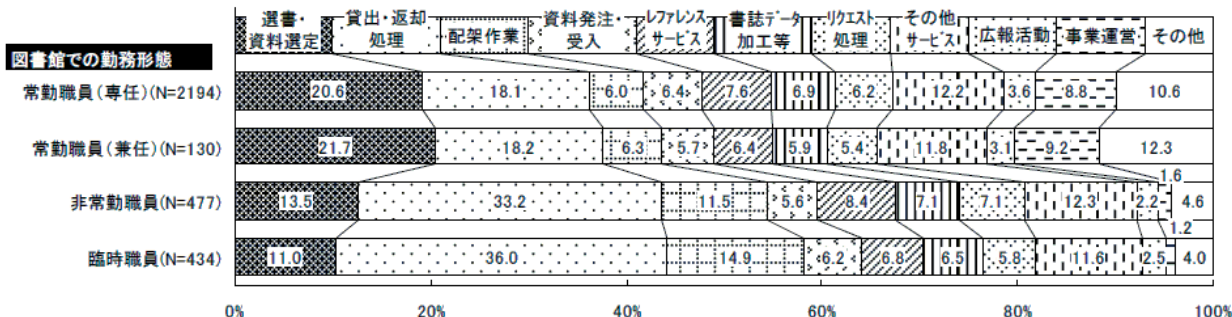
- 入り口としての位置付け
- 資格取得後の研鑽が重要
- 大学では基礎理論を
- 学生の関心と理解を深める
- 教育内容に工夫を
- 就業の場を広く

- 良き利用者となることへの期待
- 一部の大学・大学院での専門的な知識・技術の科目開講
- 科目の見直し期間

4. キャリアパス形成に向けた専門職員認定制度

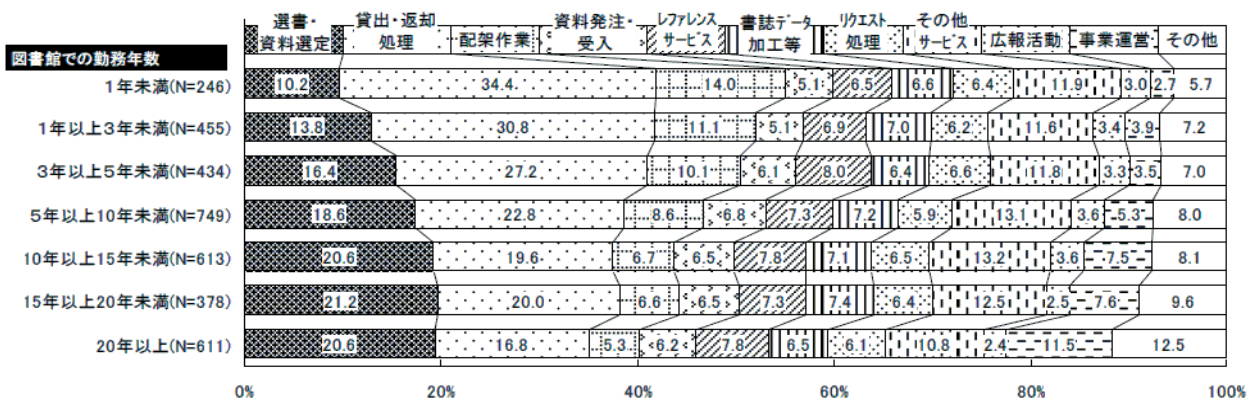
2006年度文科省委託調査研究による『図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書』では、全国の公立図書館に勤務する司書4,087人からの回答をもとに、彼らの業務内容を「雇用形態」「勤務年数」「資格取得時期」の3つの視点から分析している。ここでは、さらに「資格取得方法」も加えて、結果を以下の4つのグラフで示す。

問19 ①行っている作業内容の年間作業比率



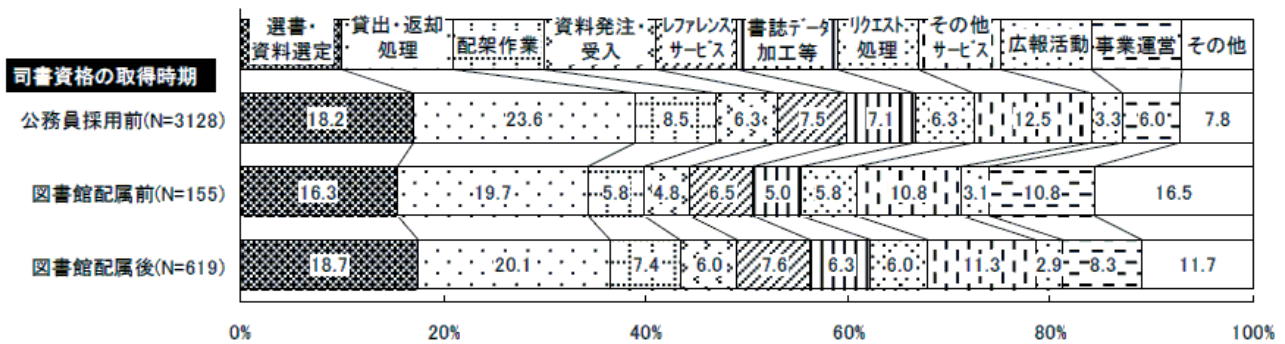
第1図 雇用形態と業務内容

問19 ②行っている作業内容の年間作業比率



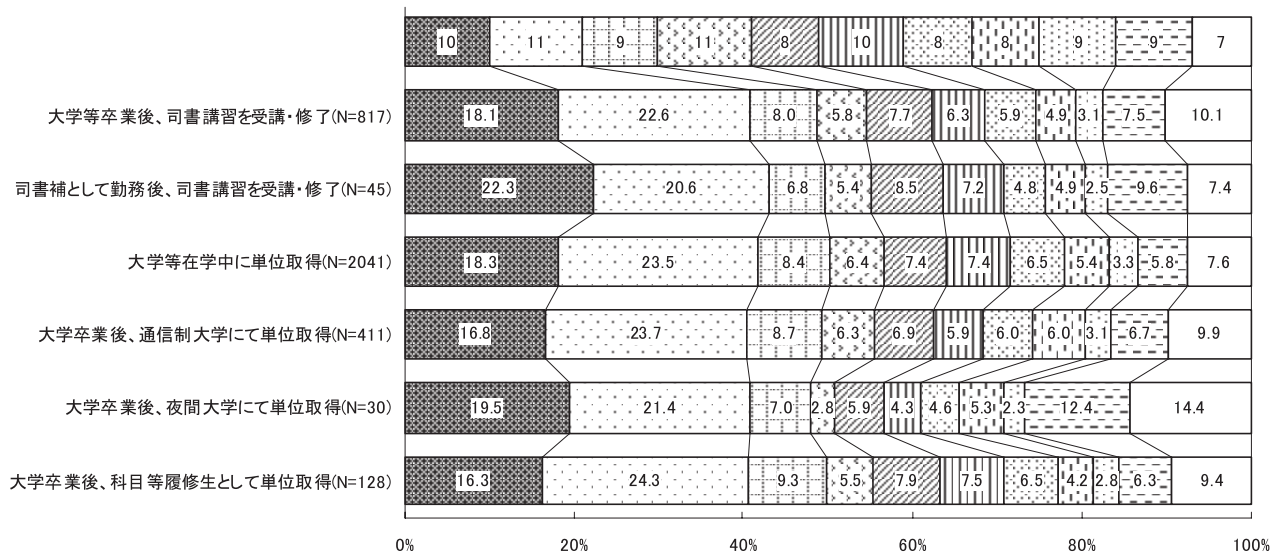
第2図 勤務年数と業務内容

問19 ①行っている作業内容の年間作業比率



第3図 資格取得時期と業務内容

問19 ①行っている作業内容の年間作業比率



第4図 資格取得方法と業務内容

5. まとめ

以上をもとに以下の7点が指摘できる。

- 1) 図書館での雇用形態や勤務年数によって業務内容（特に、選書・資料選定や貸出・返却、配架、事業運営など）にはっきりとした変化が見てとれる。その一方で、司書資格取得時期や取得方法は業務内容にあまり影響していない。
- 2) 資格取得がどの時点の省令科目によるものだったかはほとんど影響しておらず、そういう指摘を聞く

ことも皆無に近い。また、実習経験の有無も長期的には大きな差異となっていない。さらに言えば、司書課程間格差よりも個人的能力差（学力差を含む）のほうが図書館での業務や職位に与える影響は大きいように思われる。

- 3) その理由は、司書有資格者の採用にあたって、専門職採用であれ一般行政職採用であれ「採用試験」（多くの場合、筆記と面接）を実施しており、そこで一定の質の担保がなされているからである。この

スクリーニングの仕組みが存続し続ける限り、大学での養成段階は基礎ができていれば、あとは本人の能力と研鑽努力、そして職場環境に依存する割合が高いシステムとなっている。

- 4) したがって、学部や短大での養成（入り口）段階をあれこれいじくることよりも、「本人の能力開発を奨励し、研鑽努力を評価する」制度づくりに多くのエネルギーを割いたほうが効果的と考える。
- 5) 日本図書館協会「専門職員認定制度」（いわゆる上級司書制度）は、そうした観点からも、また改正図書館法第7条の趣旨からも、キャリアデザインとして有効な制度と期待したい。
- 6) また、「図書館情報学」に絞り込まれていなくとも、「図書館情報学」で修士論文が執筆できる大学院（社会人大学院）を各地に整備することも有効であろう。司書課程での資格取得者の進路としてキャリアパスの意味合いももつ。
- 7) 一方で最大の謎は、司書資格取得者の図書館就職率が低いにも関わらず、司書課程が大きく減少しない理由は何なのか？である。依然として意図せざる「予定調和」（図書館雑誌，vol.101，no.11，p.740，2007.）は保たれ続けるように思われる。

質疑応答

（敬称略）

司会：竹内比呂也

田窪直規（近畿大学）：読み替えのことを詳しく説明してほしい。新カリキュラム科目と旧カリキュラム科目の同時開講が困難というのが前提か。また、短大はどうか。科目名は同じでなくてよいのか。科目の合併・分離はできるのか。

栗原祐司：24年4月より前に入学した人は、在学中に旧カリキュラム（20単位）を履修すれば良い。24年4月より前に入学しても20単位を取る前に中退・卒業すれば、新カリキュラム（24単位）で履修することが必要になる。新旧カリキュラムで、内容をきちんと対応させれば相互に読み替えができる。24年4月より前に新カリキュラム科目を始めてもよいし、24年4月以降に旧カリキュラムの科目を残してもかまわない。24年4月より前に入学して在学し続けていれば、新カリキュラムの科目でも旧カリキュラムの科目に読み替えて旧カリキュラムで資格を取得できる。

旧カリキュラムで資格を取るには、24年4月より前に入学していることが必要だ。短大も同様だ。科目名は省令科目と同じでなくてもよい。内容がきちんと対応していれば、合併・分離はかまわない。

荒木正寛（文科省生涯学習政策局社会教育課）：旧カリキュラムで資格を取るには、1）24年4月より前に入学していること、2）引き続き在学していること、3）旧カリキュラムの20単位を取得すること、の3つが必要だ。

平井歩美（明星大学）：新カリキュラム施行は24年4月だが、大学の改組改編のため新カリキュラムを22年に始めてもよいのか。その場合、例えば専門資料論を残す必要はあるのか。

栗原：原則として、専門資料論は旧カリキュラムで単位を取得する人が残っている間は残してほしい。24年以降に専門資料論を開講しない場合は、早めに学生に周知してほしい。24年より前に新カリキュラムを導入する場合、内容が対応していれば新カリキュ

ラム科目を旧カリキュラム科目に読み替えることができる。図書館情報資源特論を開講し続ければ、旧カリキュラムの専門資料論に読み替えることができる。カリキュラム移行に関する説明会を6月2日に東京で、6月4日に大阪で開催する。事前に質問を受け付けて、説明会の冒頭で言及するほか、当日の個別質問にも対応したい。

次に、図書館法と文部科学省令を同時に施行しなかった理由を述べたい。平成20年6月の法改正を承けて21年4月施行も考えられた。しかし、前回の省令改正（平成8年）の時と異なり、今回は中教審答申などで養成科目の充実が謳われていたので、十分に時間をかけて新カリキュラムを考える必要があり、1年間の猶予期間を考えた。さらに、前回の省令改正では移行期間が約半年で十分でないという意見もあり、大学関係者とのヒアリングなどをして最終的に3年間という異例の長い猶予期間を設けた。

田窪：図書館情報資源特論を専門資料論と読み替えるために、図書館情報資源特論の内容は専門資料論に関するものを含まなければならないのか。

栗原：図書館情報資源特論は専門資料論を引き継ぐものなので、専門資料論の内容を含まなければ要件を満たさないで認められない。

栗山正光（常磐大学）：旧カリキュラムのレファレンスサービス演習と情報検索演習は新カリキュラムで情報サービス演習となるが、旧カリキュラムで一方の科目だけを取った人は新カリキュラム移行後には改めて情報サービス演習を取る必要があるのか。

荒木：新カリキュラムで情報サービス演習1と情報サービス演習2に分けるなど、学生に不利益とならないようにしてほしいが、省令にはそのような詳細は書けない。文科省に問い合わせてもらえば、学生の不利益にならないような配慮をしたいと考えている。

大谷康晴（青山学院女子短期大学）：届出作業について説明してほしい。22年から新カリキュラム科目を開講する場合、21年度中に申請をすることになると考えられるが、その場合は23年に再び届出が必要か。

栗原：はい。新カリキュラムの届出は再び必要だ。

菅原春雄（文教大学）：図書館実習を必修にしなかったのはなぜか。教職課程では教育実習は必修だ。

糸賀雅児（慶應義塾大学）：その点は協力者会議でも随分議論された。図書館法に基づくものなので、原則的に公立図書館で実習することになるが、実習先が確保できるか懸念されたから選択科目にした。

栗原：学芸員課程で実習は必修だが、十分でない側面があるので、文科省はガイドラインを定めて指導しようとしている。同様に、図書館実習を必修にするなら、充実した内容になるよう配慮が必要だが、まだそこまで十分な体制が出来ていないだろうということで選択にした。

阪田蓉子（明治大学）：司書講習の修了証書について教えてほしい。複数の講習を受けた者に文科省は修了証書を出すのか。

荒木：司書講習は文部科学省の委嘱で実施されるもので、以前に履修した科目を認めてもらうことになるので、最後に科目を履修した大学が修了証書等を出すことになる。文部科学省が修了証書を出すのは、養成課程など複数の機関で単位を取って最後の科目が講習でない場合など、どこも修了証書を出さない場合です。最後の1科目だけ講習で取った場合は、講習をした大学に修了証書を出してもらうことになる。

司会：24年度に新カリキュラムを導入する場合、22年の省令改正に向けて届け出は必要か。

栗原：詳細は今後詰めて、お知らせする。

司会：大学の養成課程では他大学で取った単位を認めるのが難しいので、文部科学省が認めることがあれば大変ありがたい。

金沢みどり（東洋英和女学院大学）：24年4月1日に新カリキュラムを導入する場合、届出はいつまでにする必要があるのか。

栗原：まだ詳細を決めていないが、23年度と思う。詳細は6月の説明会で説明したい。

村上泰子（関西大学）：旧カリキュラムを新カリキュラムに読み替える場合、読み替えられる期限はあるのか。

栗原：ない。

糸賀：個人的には賞味期限を設定すべきと思うが、最終報告書では賞味期限なしとなった。

山本順一（桃山学院大学）：古すぎるために大学が新カリキュラムの科目とみなさないという判断はできるか。

栗原：講習はみなす必要があるが、大学は1条2項で「できる」とあるので大学で判断できる。

志保田務（図書館学教育部会長）：専門職教育の今後をどのように考えているか。日本図書館協会の会議では法的制約のために大学院での養成など抜本的改革は困難ではないかという意見もあるが、当部会では大学院での養成や、外国での教育とのバランスを考える必要も議論されている。

栗原：引き続き議論すべき中長期的課題ととらえている。学芸員と同様に、今後は大学院での教育も考えるべきだ。資格の制度を変えるのは昨今は難しいが、時代の要請を考えながら引き続き検討協力者会議での議論を見守りたい。司書講習の在り方についても同様に引き続き考えていく必要があるととらえている。

阪田：図書館の歴史をいくつかの科目の内容に含めるよう団体や個人でパブリックコメントを出したが、どうなったか。

栗原：報告書はすでに出ているし、省令の改正も4月30日に出る。科目内容の中身については、各大学の裁量に委ねられている。

糸賀：協力者会議でも随分配慮した。選択科目に図書・図書館史を入れた。図書館概論に図書館の歴史や公立図書館の成立と展開を項目として入れたし、児童サービス論には児童サービスの意義の項目のなかに理念と歴史を入れた。また、図書館サービス概論では、図書館サービスの変遷という項目で図書館法制定以降の歴史を入れた。

須永和之（国学院大学）：欧米と異なり、日本の大学院では大学教員や研究者を養成する意識が強く、職業人教育の意識が低いと思うが、その格差をどうするのか。また、司書資格をとる学生は文学部の学生が多いと思うが、今後は公共経済学や公共経営学などの知識が必要と考える。学生の専門分野と今後

図書館に求められる人材のずれをどう埋めるのかについて考えを知りたい。

糸賀：私は大学院で司書資格を出すと司書課程をしようというのではない。司書課程が入り口で、その後のキャリア形成として大学院での教育を考えている。かつては大学院で研究者を養成したが、近年の社会人大学院や専門職大学院など大学院で学ぶ人は増えている。私は図書館で働きながら大学院で学ぶ人も想定している。研究者に転身するためであったり、図書館員としてのキャリアアップのために学び直すためであったり、目的は多様でいいと思うが、そういった人の数は増えると思う。

文学系、教育学系が多いのは事実で、理工系出身者などを取り込むためにも大学院での制度が有効と考える。理工系の学部を卒業した人やいったん就職した人が大学院で図書館のことを学んで認知されれば、図書館に多様な人材を取り込むことができる。そういった意味で夜間大学院や社会人大学院は効果があるだろう。また、認知する仕組みとして専門職員認定制度が有効だろう。出身の分野を広げていくことに賛成で、そのための方法の一つとして上級司書制度を位置づけることができると考える。

大谷：これからの図書館の在り方検討協力者会議の報告書にあるが、今回の法改正で第5条1項の1号と2号が入れ替わった効用の一つは、大学での養成を第1に持ってきたことだと思う。つまり、大学で養成するのだから、自分の専攻を主題知識として学ぶだけでなく図書館関連科目以外でも大学ですべきことをきちんと学ぶ必要があることが明確になったと考える。そのことを教員が学生に指導する必要があると考える。

司会：大学における科目として規定されたというのは、学内における教員の立場を強化すると考えるだけでなく、大学院での教育への接続性を含めて大学における教育の一翼を担うことが明確になったところにも意義があると思う。

塚原博（実践女子大学）：機会があるごとにパブリックコメントを出したが、児童サービスを基礎的科目と演習科目、資料論の科目として位置づけてほしい。

それは、1986年のIFLA東京大会の公共図書館の児童分科会でのリコメンデーションを踏まえているが、そういったことがどの程度考慮されたか知りたい。

糸賀：対象別サービスなので、高齢者、障害者等も同様の考えがある。児童サービスが足りないと考えれば、選択科目の図書館サービス特論や図書館情報資源特論で展開できる。個人的には、必修科目と選択科目の組み合わせで柔軟に対応できると考える。

塚原：現場の人の考えでは、レファレンスサービスと児童サービスが大切ということだ。図書館サービス特論では、それが児童サービスの内容になるか分からない。選択科目として例えば児童サービス特論を入れると、全体の構成にも支障がなく国際標準も満たすと思う。

司会：いろんな考えがあると思う。大学における科目になったということは、大学の自主性が認められたということで、各大学が工夫して多様な人材を育成しなければならないのだろう。

田窪：大学での科目は講習での科目と同じでいいのだろうか。また、図書館経営の中核を担えるということと高度な専門性を持つというのは違うのではないか。さらには、東アジアでは大学院での養成が標準というのは中国と韓国で妥当か。社会教育主事を国際比較できるのか。

糸賀：「来週までにやってくるように」といった課題を与えられるかどうかなどで司書課程と司書講習は異なるが、今回は同じ仕組みとなった。講習は短期集中で大学での司書課程と違って課題は多いが、最終的には同じとなった。大学院での養成では、韓国の法制度には大学院の修士号や博士号を要件としているものもある。社会教育主事という資格は外国になく比較できないため、大学院での養成という議論が司書と社会教育主事の間でかみ合わない。

田窪：専門職員認定制度は公立図書館の経営の中核を担う人材を認定するということだが、大学院で発達心理学を学んだ人というのは経営の中核を担うというより高度な専門性を持つ人ではないのか。

糸賀：専門職員認定制度を成り立たせるには、経営の中核を担う人材だけでなく高度な専門性を持つ人材

の認定も必要と私は考える。経営の中核を将来担うための知的水準や向学心の高さを示すもののひとつとして、30歳代に大学院で児童心理学や発達心理学を学ぶことはあるだろう。それらを学ぶことがただちに経営の中核を担うことにつながるわけではない。

漢那憲治（龍谷大学）：選択科目は隔年開講でもいいのか。

栗原：必修科目を含めて、隔年開講でもいい。

司会：今回の改正で重要なのは、養成課程が入口・基礎として大学での教育に位置づけられたことだ。そこから今後どこに向かうのかという議論を深める必要がある。経営の中核を担うことや、高度の専門性を持つことなどが指摘されたが、何ができる人材を育成するのかを具体的に考えていく必要がある。アメリカ図書館協会は先頃、認定校の修了者が備えている必要があるコア・コンピタンスを発表したが、そこに至るまでに10年以上の議論があった。そこには、研究能力があることなど日本の養成教育に欠けているものが明示されており、今日の発表で認定想定者の論文の少なさが指摘された日本の事情はそのままよいのかなども含めて議論をする必要があるだろう。日本の高度な情報専門職のコア・コンピタンスについての議論を今後さまざまな機会に盛り上げていくよう、当部会も努力したいので、皆様にも積極的に参画してもらいたい。発表者の方々をはじめとして皆様、本日はありがとうございました。

..... 参加者の感想

2009年度総会 第1回研究集会に参加して

高橋和子(元・相模女子大学)

各年度の総会をかねた第1回の研究集会には毎年参加させていただいてきたが、今回ほど熱気のこもった研究集会の体験は久しぶりだったように思う。

以下に当日のプログラムに沿って参加記としたい。

秋本氏による「専門職員認定制度の予備審査の開始」に関する報告の内容は、専門職員認定特別チーム(第4次)発足まで、予備審査実施までの経緯、概要、応募状況と審査結果、実施で明らかになった課題、専門職員認定制度の確立にむけての6項目にわたって、報告説明がなされた。予備申請応募状況とその審査結果が項目ごとに課題を整理、分析がなされ、これからの本審査実施にむけての取り組み方などが語られた。

専門職員認定制度には関心をよせていたが、予備審査の結果報告を受け、北海道から沖縄まで全国から81名もの応募があったとのことに正直驚かされた。

すべての申請要件を充足した人は16名(20%)とあったが、制度に対する関心や期待は大きいのであろう。

「専門職員認定制度は閉塞状況をうちやぶる起爆剤」として、司書の意識変革につなげてほしいものである。

「大学において履修すべき図書館に関する科目」の「図書館法施行規則の改正について」本件の発表は、省令科目の改正という大学・短大の司書養成課程の根幹をなす事項で、研究集会の一大関心事でもあった。

栗原氏は今日までの各省令改正の経緯と今回の基本的な考え方、養成課程の現状、科目の設定と体系、読み替え、資格取得証明など全般を概括された。

筆者も専任時代、1950年制定当時(元職場では1960年後期開講)、1968年、1996年改正の3回に係わった。

今回13科目24単位に整理・拡充される新しい省令科目を、夫々の司書課程がどう設計し組み立てて、独自性、多様性、弾力的運用を有するカリキュラムが構築できるか期待したいものである。

「司書のキャリアデザイナー-図書館法改正と専門職員認定制度を貫く道すじ」司書のキャリアデザイン。

糸賀氏は必要性を説き、司書養成制度を改めてキャリアデザインの視点から設計し直す必要性を問い、キャリアパスとしての認定制度の構築法につき説かれた。

尚、『図書館雑誌』4月号特集「図書館情報学教育の行方」は、誠に時宜にかなった図書館情報学教育の過去・現在・未来を解する上で役に立つ論考記事で、本研究集会の内容を把握するうえでの一助ともなったことを付記しておきたい。

教育部会・研究集会に参加して

谷口豊(日本体育大学図書館)

4月25日(土)に開催された教育部会研究集会は、2008年6月の図書館法一部改正を受けた「施行規則」改正を話題におこなわれたものでした。「大学において履修すべき図書館に関する科目」いわゆる「省令科目」の改定という具体的な話題を中心に、以下の3本のレポートが用意されました。①「専門職員制度の予備審査の開始」(秋本敏氏)、②「大学において履修すべき図書館に関する科目」(栗原祐司氏)、③「司書のキャリアデザイナー-図書館法改正と専門職員認定制度を貫く道すじ」(糸賀雅児氏)。

日本の図書館は、施設インフラのレベルでは、韓国などから見てもなおもキャッチアップの対象であり続けていますが、図書館員(librarian)の制度設計という面から見ると、すでに東アジア各国のはるか後方にあるという認識で言及されることが多くなっています。

今回、法改正の動向が伝わり、さてどこまでの見直しがされるのか、当初はいくらかの淡い期待もあったのですが、結果は社会教育法枠内での学芸員・社会教育主事との整合のレベルにとどまるものでした。

法改正にひとたび手を付ける以上、制度論議を！そうでないと、あと10年、本格改正はない...。制度設計としてのグローバルスタンダードともいわれる「大学院レベルの司書養成」をわが国に持ち込むには、旧

制度のもとにあまりにも長い年月が経過してしまったのではないか…。旧制度のもとの「成熟」で、図書館は「ヤカタ」という施設としての側面では社会的な存在としてそれなりに認知されてはいても、その一方で、専門職としての「ヒト」の問題は、内からも外からも、解決課題と思われていないのではないか…。関心に比例した落胆が降り積もりました。

3月に開かれた国際会議A-LIEPで、根本彰氏が「ガラパゴス化」というレトリックを使って、歴史的なりテラシー状況から、日本社会にスペシャリストへの期待がないのではないかという問題提起をしました。立ち止まらせ、考えさせられる視点でした。ただ、これまでになされた数々の論評は、あくまでも現状分析であり、ロビー活動をしてまでもという意志の結集がこの世界になかったことの裏返しでもあると言えば、他人事の評論になってしまうでしょうか。つれあいの薬剤師資格という「補助線」が、特にそういうベクトルに向かわせるのかもしれませんが。

今回の教育部会での省令科目の検討は、当然、図書館関係者、とりわけ図書館学教育部会員の関心の的であり、『図書館雑誌』での4月号特集「図書館情報学教育の行方」が発言者の言及するところとなりました。「刺激的だった」(糸賀雅児氏)という論評は、編集人冥利ということでしょうか、予定調和のレベルと言わざるを得ない改正の「成果」を思うと、単純に喜んでもいられないところが残念ではあります。

文科省の栗原企画官ご自身も、講演の中で「通常の改正のスパンを待たずに…」と言及。やはり、倦むことのない積み上げの議論を継続する以外にない、と思いつくしかないようです。

図書館学教育部会研究集会に参加して

前澤 慎也 (栃木県教育委員会事務局
生涯学習課勤務)

今回のテーマが「専門職員認定制度の予備審査の開始」そして「大学において履修すべき図書館に関する科目」ということで、元司書としては、専門職員認定制度に興味があったため、このことを中心に感想を述べたい。

専門職員認定制度は、今年度中に本格実施を予定しているとのことであったが、会場からの質問により、「図書館経営を担う(いうる)力」を持つ人材のイメージと評価方法が合致していないのでは、と思われた。個人的には、特定のサービスに高い能力を持つことを認定するしくみがあってもよいのでは、と考えた。例えば、近年の公立図書館は地域の情報拠点を目指すとともに、子どもの読書活動の推進を担う施設として期待されていることから、「レファレンス・サービス」や「児童サービス」といったサービスが考えられる。

また、制度周知のための広報等の必要性を挙げていることから、日本図書館協会には、現場の職員への周知ばかりでなく、認定を受けたことが所属する組織でプラスになるよう、各都道府県へのアプローチが必要になると思われる。

糸賀先生のお話にあった、新しい省令科目による資格取得を「入口」と位置づけることに対して、大学で4年間、図書館及び関連領域を学んだ自分は、多少の違和感を覚えた。しかしながら、司書課程間格差より個人的能力差、研鑽努力が図書館での業務や職位に与える影響が大きい、という先生の考えを聞き、副題の「図書館法改正と専門職員認定制度を貫く道すじ」が見えた。

当然のことであるが、大学で得た知識のみで図書館サービスはできない。大学で学んだことをベースにし、自分なりの努力があってサービスができると自分の経験から思い出した。大学での基礎と現場での実践・研鑽があって利用者に信頼される職員になり、その先に

専門職員認定制度が見えてくるのだろう。こうした道が見えると、高い目標を持って頑張れるのではないだろうか。

専門職員認定制度には、本格実施までに解決すべき課題があるように思われたが、この制度が職員の意識改革のきっかけに留まらず、人々の、図書館や司書への理解に繋がるよう期待したい。

内容と質の整備を期したい

吉 田 肇 吾 (沖縄国際大学)

今回の「図書館法」改正に伴い、さらに図書館司書養成システムが再構築されていく。

まず、司書養成科目が「省令科目」として設定された。履修すべき科目・単位等については「検討協力者会議」案をもとに、これまで各地での説明会やパブコメを通して活発な議論が展開されてきた。かなり議論百出のようだったが、最終的に整理・改善された新しい科目内容と単位数が発表された。

次に科目内容・レベルの基本的な考え方である。新科目は、専門的職員として図書館サービスを提供するために必要な基礎的な知識・技術を修得するものであり、さらに専門的知識や技術を身につけていくための「入口」と位置づけられた。従って、司書資格の取得とは、司書としての基盤を形成することを意味し、図書館に興味を持つ人が、図書館業務の内容を理解して仕事に参加できるようになるということである。従来、図書館側から「即戦力となる人材育成」を求められてきたが、それは不可能であり、現システムでは合理的でないことを再確認した。

また、このように専門的職員としての第一段階となる入口が、これまでより明確に位置づけられたことにより、次の課題が提示される。それは、すでに図書館現場で各種サービスを提供している司書の人材確保・保持、資質の形成、能力の向上などを目指して、どのような新システムを第二段階として構築するかということである。しかしその点については、すでに「専門

職員認定制度」というシステムで検討されてきている。その内容を見てみると、申請要件（＝認定要件）は、図書館経営の中核を担う人材を想定するだけに、充実したものとなっている。この要件を見てやる気をなくしたり、あきらめたりする程度の人材は不要ということになるのであろう。なお、予備申請への応募状況が予想を上回る申込数であったことが報告された。図書館現場を支える司書にも、その必要性はかなり意識されているようだ。

司書課程や講習を開設する大学では、新カリキュラムに向けて間もなく教育現場レベルでの検討に入るが、今回は二段階方式での切替えが設定されている。その時間を有効に使うことで、省令科目の内容と質の整備を進め、受講生が不利益を被ることのないように万全を期したい。

……… 参加者のアンケートから ………

回収できたアンケート 20名

質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員 17
日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員 2
日本図書館協会非会員 0
無記入 1

質問2 テーマの設定について

適切だった 20
適切でなかった 0
どちらともいえない 0
無記入 0

質問3 プログラムについて

適切だった 20
適切でなかった 0
どちらともいえない 0
無記入 0

質問4 内容について

適切だった 20
適切でなかった 0
どちらともいえない 0
無記入 0

質問5 今回の分科会に関する意見

- ・わかりやすい説明でした。とても勉強になりました。
- ・専門職員認定制度が、公立図書館の専任職員に限定しているのは実情にそぐわないので、考慮してほしい。
- ・実施スケジュールが具体的にイメージできたことは良かった。例年テーマの重要性の割には参加者がやや少ないことが多かったが、今回は出席者が多く関心の高さが伺えた。
- ・文科省の方が2人みえて説明してくれたのは分かりやすかったので、今後とも取り上げるテーマに関し

ての専門家を招いてほしい。

- ・大学のカリキュラムの見直しが大学全体であるため、読み替えて新科目で22年から行いたいと思っています。学生への説明をきっちりとする必要がありむずかしいと思いますが、6月4日にもう一度お聞きして検討したいと思います。
- ・どうもありがとうございました。
- ・情報収集に役立った。
- ・大変時宜に合った内容で、頭の中がかなり整理されたように思います。
- ・司書の養成と研修・認定制度とをキャリア形成の観点から方向性が見えてよかった。
- ・大変勉強させていただきました。

質問6 図書館学教育部会の活動全般に関する意見

- ・省令科目施行後の課程に置いている大学・短大の状況（受講者の変化、就職者の変化、等）について調査していただければと存じます。
- ・科目読み替え等、大変複雑なので、ぜひ平易な解説書を直ちに作って下されば大変ありがたいです。どうぞよろしくお願い致します。
- ・引き続きリカレント教育も含めたテーマについて研究集会で取り上げていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願い致します。
- ・読み替えのハンドブック、シミュレーションの例を多数お願いします。
- ・文部科学省の企画官栗原様が「文部科学省においても今後も引き続き専任教員の配置について指導していく予定」とおっしゃっていただいておりますが、ぜひお願いしたいです。現在は1名の専任です。
- ・公立図書館、大学図書館は委託などが益々多くなると考えられる。専門職として認定されても、実際には賃金が安く、安定した仕事がないのはさびしい。
- ・予算作成のツメが甘い。総会で決定するのに、役員名が全員資料にそろっていないのもおかしい。
- ・ALAのコアコンピタンスにある内容とキャリア形成におけるこれからの養成とめざす水準（認定制度を含め）、より深めていければと思います。

2009年度 全国図書館大会第6分科会（図書館学教育）のご案内

日時： 2009年10月30日（金） 13：30～16：30

会場： 東京堂書店 大会議室

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-17 東京堂神保町第1ビル6階

テーマ： 「図書館に関する科目」——大学における司書養成の新たな展開——

趣旨： 図書館法改正およびそれに伴う施行規則の改正によって、大学（短大を含む）においては、2012年度の入学者から、新しい科目構成・内容によって司書養成が行われることとなっている。すなわち、図書館法でいう「図書館に関する科目」が導入されるのである。今回の省令化を契機とし、司書養成（図書館学教育）をめぐる、これまでの経緯ならびに現状を確認するとともに、今後の展望や課題について検討しておくことは、司書養成（図書館学教育）に関わる我々にとって重要である。

第6分科会では、科目改訂について検討を行ってきた、文部科学省の協力者会議の主査・委員をお招きし、今般の「図書館に関する科目」をめぐる議論についてご報告いただき、将来的な展開をめぐるご意見をお伺いする機会を設けたい。また、図書館学教育部会のこれまでの取り組みなどに関する報告の機会を設ける。さらに、参加者も交え、教育内容・方法の両面について意見交換を行い、大学における図書館学教育（司書養成）の在り方について討議していきたい。

また、2012年度からの科目改訂に関する文部科学省からの説明の時間も設定する。具体的な質疑応答を行なってみたい。

予定しているプログラム

- 13：30－13：40 開会・部会長挨拶（志保田図書館学教育部会長）・趣旨説明
- 13：40－14：20 基調報告(1) 葉袋秀樹氏（筑波大学教授／文部科学省これからの図書館の在り方検討協力者会議主査）
- 14：20－14：40 話題提供(1) 荻原幸子氏（専修大学教授／文部科学省これからの図書館の在り方検討協力者会議委員）
- 14：40－15：00 話題提供(2) 竹内比呂也氏（千葉大学教授／日本図書館協会図書館学教育部会前幹事）
- 15：00－15：10 休憩
- 15：10－15：40 質疑応答・討論・まとめ
- 15：40－16：00 説明 宮田幸宏氏（文部科学省生涯学習政策局社会教育課課長補佐）
- 16：00－16：20 質疑応答
- 16：20－16：30 閉会挨拶・事務連絡
コーディネーター（司会）：谷本図書館学教育部会幹事

編集担当 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 村上 泰子
Tel. 06-6368-0467 E-mail: yasuko@ipcku.kansai-u.ac.jp